見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成24年12月7日

全国健康保険協会 理事長 小 林 剛

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量 平成24年度キャリア開発研修の業務委託 一式
 - (2) 仕様等仕様書による。
 - (3) 履行期限(業務完了日) 平成25年2月15日(金)
 - (4) 見積競争方法

見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- 2 見積書の提出場所等
 - (1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1 全国健康保険協会人材育成グループ 担当 曽根田・畠中 電話 03-5212-8238 (直通) (仕様書はホームページ上でダウンロードできます。)

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

同上

(3) 見積書提出期限

日 時 平成24年12月21日(金)12:00まで

- 3 その他
 - (1) 見積競争参加者は見積書のほか、仕様書に記載の提出書類を見積書提出時に併せて提出すること。
 - (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
 - (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
 - (4) 見積結果は当協会受付前に掲示する。 決定業者には別途、電話又はメールで連絡することとする。

仕様書

1. 調達件名:平成24年度キャリア開発研修の実施業務一式(業務委託)

2. 調達の範囲等

下記「3.業務の概要等」に則した研修カリキュラム、研修テキスト及びその他の 教材並びに配布物(以下、テキスト等という。)の作成から講師派遣、研修の実施、 研修実施報告までの一連の業務を委託する。

3. 業務の概要等

(1) 研修の目的等

30歳前後の全国健康保険協会(以下「協会」という。)の職員を対象として、次の事項を目的としたキャリア開発研修を実施する。

- ① 職業人としてのこれまでの自分を振り返るとともに自己分析を行う機会をとおして、今後、協会の職員としてどのように組織貢献するべきか、その心構えとあり方について考えることにより、当事者意識の醸成を図る。
- ② 協会において実現すべき自身の目標を明確にし、キャリアビジョンと期待される役割との方向性を一致させることにより、モチベーションの向上を図る。
- ③ 自分の強みや弱み及び価値観を知り、当該強み等を意識するとともにキャリアビジョンを描くことにより、自己啓発意欲の高揚を図る。

(2)研修(講義)の内容等

- 〇 キャリア開発の概要
 - キャリアの概念、キャリアデザイン等の理解
 - キャリア形成の理論
 - 自律的にキャリア意識を高めることの重要性
 - キャリアビジョンを作成する意味 等
- 〇 自己分析
 - ・ 各自のキャリアの課題の認識
 - 求められるキャリア、能力の確認(期待される役割と組織貢献) 等
- 〇 意識改革の必要性
 - 自らの職業人生の意義の自覚
 - ・ 実行することの難しさの自覚 等
- 〇 キャリアビジョンの作成 等
- (3) 到達目標レベル

協会の仕事を通じて自分は何を実現したいのかを明確にし、当該目標に則したキャリアビジョンを作成できるレベルに到達することを目指す。

(4) 研修時間(予定)

1回あたりの研修は、全日程10時間とする。

(1日目) 13:00~17:00

(2日目) 9:00~16:00 (休憩1時間を含む)

(5) 実施日程及び場所

次の日程及び場所において実施する。

会場名	東京	大阪
実施日程	平成 25 年 1 月 17・18 日	平成 25 年 1 月 24・25 日
研修会場	全国健康保険協会本部飯田橋 会議室 千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14F	新大阪丸ビル別館 (大阪市東淀川区東中島 1-18-22 丸ビル別館)
受講者数(予定)	2 5 名	2 4 名

(6)納品物

① 納品物

研修実施計画書、テキスト等及び研修開催毎の研修実施報告書を納品物とする。なお、納品物の内容及び編集方法等については、協会と委託事業者とで別途協議のうえ決定することとする。

② 納入場所

テキスト等は各々30部を研修実施の2日前までに協会が指定する納入場所へ納入すること。また、納品にあたっては、事前に電子媒体をe-mail等により別途納品すること。

その他の納品物については、次の場所に納品すること。なお、納品の時期については、協会と委託事業者とで別途協議のうえ決定することとする。

【納品先】

〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階 全国健康保険協会 本部 総務部人材育成グループ

(7)要求事項

委託事業者は次の要求事項を満たさなければならない。

- ① 研修内容について十分な経験・実績を持ち合わせており、全ての研修日程において登壇できる者を講師として選定し、派遣すること。
- ② 選定された講師について、協会が講師の実績が不十分である等を理由として変更を申し出た場合は、柔軟に対応すること。
- ③ 研修カリキュラム、テキスト等の内容等については、事前に協会と十分に協議したうえで作成すること。また、協会の要望に応じて柔軟に対応すること。
- ④ 委託業務の全部を委託事業者自身で行うこととし、委託業務の全部又は一部を 第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

4. 業務完了日

平成25年2月15日(金)

5. 参加資格

- (1)全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に規定される次の事項に該当する者は、見積競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で複権を得ない者。

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年(全国健康保 険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間)を経過してい ない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもま た同じ)。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質 若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を 得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定 めて競争参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人そ の他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、見積競争に参加させないことがある。
 - ① 添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、 直近1年間について保険料に未納がない者であること。健康保険組合等の適用を受 けている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと。また、厚生年金保険の 適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年 金保険料の未納がない者であること。
- (4) 民間企業及び官公庁(公益法人等を含む)から本研修と同様な研修を受託した実績 が十分にあること。
- (5)上記「3.(7)要求事項」の内容を満たす者であること。
- 6. 本件に関する質問の受付先
- (1)受付先

〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階 全国健康保険協会 本部 総務部人材育成グループ 担当 曽根田・畠中

TEL 03-5212-8213 FAX 03-5212-8238

(2)受付期日

平成24年12月18日(火)12:00まで

(3)回答

受付日の翌営業日までに回答する。

7. 留意事項

- (1)委託業務に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- (2)委託業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が 判明したとき又は委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、当協会と受託者が 協議するものであること。

(3) 個人情報の利用制限

受託者は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た個人情報を秘密として保持し、第三者に対し開示・漏えい等してはならず、また本契約の履行以外の目的に個人情報を利用(複写・複製・加工・社外持出し等を含む。)してはならない。

(4) 秘密保持

- ① 受託者は、本契約に関して協会が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ) 又は本件業務の実施に関して知り得た情報を協会の事前の書面による承諾を得る ことなく、第三者に対し開示、漏えい等してはならない。また本契約の履行以外の 目的に秘密情報を利用(複写・複製・加工・社外持出し等を含む。)してはならない。
- ② 受託者は、本業務を実施するにあたり、協会から入手した資料等の一部又は全部の複写複製等を行うことができないものとし、複写複製等の防止措置を講じなければならないこと。ただし、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ協会の承認を得て行なうことができるものであること。また、複写複製等を行った場合においては、当該複写複製物についても適正な取扱いを行うこと。なお、資料等は用務に必要がなくなり次第、速やかに当協会に返却するか適正な手続きにおいて廃棄すること。
- ③ 本契約による成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、著作物の完成と同時に受託者から当協会に譲渡されるものとする。
- ④ 納入成果物及びテキスト等に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合には、協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該契約の内容について、事前に協会の承認を得ることとし、協会は既存著作物について、当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、協会は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

8. 提出書類、提出期限等

(1)提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、「3.業務の概要等」に則するほか、以下の内容を含むものとし、参加資格判定の参考として使用するものとする。

(ア)研修計画書

本研修実施に際しての研修カリキュラム

- (イ) 登壇講師のプロフィール 略歴、保有資格、登壇実績等。
- ② 経費内訳書(見積書)

本業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- ④ 過去3年間における民間企業及び官公庁(公益法人等を含む)の受託実績及びそれぞれの実績数が分かる資料
- ⑤ 保険料納付にかかる申立書(領収書の写し、納付証明書等、直近1年間の保険料の納付状況が確認できる書類)
- (2) 提出期限

平成24年12月21日(金)12:00

(3)提出方法

提出書類①~⑤各1部を「5.本件に関する質問の受付先」にある受付担当者へ事前に提出日時を連絡した上で直接提出(持参)とする。

- (4)提出に当たっての注意事項
 - ① 受付時間は、平日の10時から17時までとする。
 - ② 提出された書類については、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - ③ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ④ 一者当たり1件の提出を限度とする。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合は、無効とする。
 - ⑥ 参加資格を満たさない者が提出した書類は、無効とする。
 - ⑦ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

9. 契約候補者の決定

- (1)提出された書類について審査を実施し、参加資格の有無を決定する。
- (2) 参加資格を有する者の中から、本業務を実施するために必要な経費のすべての額 が最も低い経費内訳書を提出した者を契約候補者とする。